

スーダン被災民に係る物資協力の実施について

〔平成20年10月28日〕
閣 議 決 定

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第25条第1項の規定に基づき、スーダン被災民に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

(別紙)

日本国政府は、平成20年度において、国際連合難民高等弁務官事務所(以下「UNHCR」という。)に対し、現在、スーダン共和国南部地域において被災民に対して行われているUNHCRの活動に協力するために必要な

浄水器(交換フィルター付き) 60台

を無償で譲渡する。

説 明

- 1 スーダン南部地域においては、政府・反政府勢力間の20年以上にわたる紛争の後、2005年1月に南北包括和平合意が成立し、スーダン政府が国際社会と協力しつつ紛争後の復興に向けた取組を行っているが、未だ約26万人のスーダン難民が国外において避難生活を送っている。
- 2 今後、少なくとも8万人の難民が帰還する予定であることから、安全な水の確保が困難になる等、衛生環境がさらに一段と悪化し、疫病の増加等、人道的見地から看過し得ない状況に陥る可能性がある。
- 3 UNHCRはスーダン南部地域において、被災民救援のための医療施設に対する支援を実施しているところ。しかしながら、帰還民増加に伴う医療用浄水不足に対し、十分対応できる状況にない。よって、今般、UNHCRから我が国政府に対し、同地域におけるUNHCRの活動に早急に必要な浄水器（交換フィルター付き）の譲渡要請がなされたものである。